

官報

号外 昭和三十一年三月二日

○第二十四回 衆議院會議録第十七号

昭和三十一年三月二日(金曜日)

議事日程 第十五号

昭和三十一年三月二日

午後一時開議

第一 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した案件

日程第一 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国防會議の構成等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

午後七時八分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

日程第一 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案、日程第二、自衛隊法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長山本金吉君。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

法律

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「十九万五千八百十人」を「二十一万五千三百十人」に改め、同條第二項中「十五万人」を「十六万人」に、「二万九千三百九十一人」を「二万二千七百六十六人」に、「一万三千四百六十六人」を「一万四千四百三十四人」に、「十七万九千七百六十九人」を「十九万七千七百八十二人」に改める。

附則中第十六項を第二十項とし、第五項から第十五項まで四項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の四項を加える。

5 防衛庁は、当分の間、第四條の任務のほか、調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)第三條第四号の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定附屬書G第二項の規定によりアメリカ合衆国政府の使用に供せられる不動産、備品、需品及び役務(勞務を除く。以下同じ)の調達、提供及び管理に関する事務を行う。

6 前項の事務は、經理局においてつかさどる。

7 建設本部は、第五項の不動産の取得及び建設工事の実施を行う。

8 調達実施本部は、第五項の備品、需品及び役務で長官の定めるものの調達を行う。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「管区隊」の下に「混成団」を加える。

第十二條の二第二項中「方面總監」を「長官(方面隊に属する混成団の混成団長にあつては、方面總監)」に改める。

第二十九條第二項中「自衛官」の下に「又は事務官」を加える。

第一百六條の次に次の一條を加える。

(需品の貸付)
第一百六條の二 内閣總理大臣又はその委任を受けた者は、自衛隊の航空機以外の航空機が自衛隊の飛行場に着陸した場合において他から入手するみちがないと認めるときは、次の飛行に必要な限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、總理府令で定めるところにより、これに対し液体燃料その他總理府令

で定める需品を無償で貸し付けることができる。

2 前項の規定に基づき内閣總理大臣が總理府令を定める場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議するものとする。

附則中第二十六項を第二十八項とし、第十二項から第二十五項まで二項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の二項を加える。

12 内閣總理大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所在する場合において他から入手するみちがないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、總理府令で定めるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられている施設による給水その他總理府令で定める役務を適正な対価で提供することができる。

13 前項の規定に基づき内閣總理大臣が總理府令を定める場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議するものとする。

別表第一中

第八混成団

第八混成団本部

熊本市

第九混成団

第九混成団本部

青森市

別表第三を次のように改める。

に改める。

昭和三十一年三月二日 衆議院會議録第十七号 防衛庁設置法の一部を改正する法律案外一案

別表第三

航空団の名称	航空司令部	
	名	所在地
第一航空団	第一航空団司令部	浜松市
第二航空団	第二航空団司令部	浜松市

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項及び第十二条の二第二項並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

【報告書は會議録追録に掲載】

【山本素吉君登壇】

○山本素吉君 たいだいま議題となりました防衛関係二法案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、現下の諸情勢に対処し、わが国の防衛力を国力に応じて整備充実するため、防衛庁の職員の定員を一万九千九百九十三人増加し、現在定員十九万五千八百八十人を二十一万五千三百人に改めるのが、その骨子であります。

この一万九千九百九十三人の定員増加のうち、一万七千四百十三人が自衛官であり、残りの千七百八十人が自衛官以外の職員の増加となっております。自衛官一万七千四百十三人の増加の内訳について申し上げますと、陸上自衛隊において一万人、海上自衛隊において三千三百二十五人、航空自衛隊において四千八百八十八人をそれぞれ増員することにいたしました。

以上の増員される自衛官は、陸上自衛官については、新設の第九混成団、

本案は、自衛隊の任務遂行に万全を期するため、部隊の新設並びに自衛隊運営上の経験にかんがみ、所要の規定を整備するものであります。

その第一点は、陸上自衛隊の長官直轄部隊として、新たに東北地方に第九混成団を新設し、その本部を青森市に置き、また、航空自衛隊の防衛力整備の一環として第二航空団を新設し、その司令部を浜松市に置くこととし、これに伴い、従来の航空団は第一航空団と改称することにいたしました点であります。

第二点は、自衛官の募集等に関する事務を所管する地方連絡部は現在二十三府県に置かれておるのであります。が、昭和三十一年度において全部道府県に設置するため、さらに二十六カ所増置することとし、地方連絡部長には事務官をもつて充てることができることにいたしました点であります。

第三点は、自衛隊の飛行場に自衛隊の航空機以外の飛行機が着陸した場合において、総理府令の定めるところにより、ガソリン等の需品を無償で貸し付けることができることとしたこととであります。

第四点は、米駐留軍が自衛隊と隣接して所在する場合において、総理府令の定めるところにより、自衛隊の施設による給水等の役務を適正な対価をもって提供することができることにいたしました点であります。

なお、附則において、混成団及び航空団の設置の時期が施設等の事由であらから規定することが困難でありましたので、公布の日から起算して十カ月をこえない範囲内で、政令をもって定める日から施行することとしたしております。

これらの二法案は、二月十四日本委員会に付託され、翌十五日政府の説明を聴取し、引き続き質疑を行い、前後九日間わたって、自衛権の限界、長期防衛計画と米駐留軍撤退との関係、防衛分担金、自衛隊増強の理由、部隊配置の原則、防衛庁予算の執行及びその不当使用問題等について、防衛庁長官及び政府委員に対し活発なる質疑を重ね、慎重に審議を行なったのであります。その詳細については、何とぞ會議録によって御承知をお願い申し上げます。

昨三月一日、質疑を打ち切った後、自衛権の範囲について、島山総理は、わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段として、わが国土に對し誘導弾等による攻撃が行われた場合、應じて自衛を待つべしというのが憲法の趣旨であるということ、私もそれは考えられないと思っております。そして、そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の処置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防衛するのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能であるといふべきものと思っております。と、政府の見解を直接明らかにいたしました。

かくて、討論を省略し、採決の結果、多数をもって原案の通り可決いたしました次第であります。(拍手)

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。細田綱吉君。

【細田綱吉君登壇】

○細田綱吉君 私は、日本社会党を代表しまして、たいだいま議題に供されました、自衛隊法の一部を、また防衛庁設置法の一部をおのの改正する法律案に對し、反対の討論をいたすものでございます。(拍手)

本法律案は、たいだいま内閣常任委員長から詳細に御説明のありましたように、陸上自衛隊約一万人を増員し、そして一個混成団と特科三個大隊の新設を行い、また海上自衛隊は、約三千六百名の増員をして、艦船七隻の建造と、航空機四機を納入し、なお米國から艦船三十隻と航空機三十機の供与を受け、航空自衛隊は、約四千八百名を増員して、一個航空団の新設を行うのほか、なおまた米國から百一十一機の供与を受け、さらに百二十機の調達を行うことによつて、いずれも陸海空の各自衛隊の増強をはかるものであります。

よつて、これに反対する第一の理由は、前述のような防衛体制の強化は、政府がいかに詭弁を弄して説明しようとも、明らかに憲法第九条にかたく禁止されております陸海空軍というりっぱな軍隊による戦力の保持であるからであります。(拍手)申し上げるまでもなく、一國の大本を定めてある憲法は、何人もこれを順守しなければなりません。もし戦力の保持を必要とするなら、すべからず國民投票に訴えて、憲法を改正してから初めて許さるべきでありまして、(拍手)政府の便宜によつて憲法の条章を無視または曲解するがごとき悪例を残すならば、後世にかりつぱな憲法や法律が制定されましても、それは時の権力者にとつては

一顧だに値しない存在であり、これこそ、まさに、民主政治を破壊して独裁政治を迎えるものであると考えます。
(拍手)

反對する第二の理由は、本法案は、戦力を保持して武力による威嚇態勢をとり、これによつて国際紛争を解決せんとするものでありまして、これこそ、將來必ず戦争を誘発する、きわめて危険な結果をもたらすからであります。(拍手)わが国の憲法は、国際平和

を誠実に希求しております。独立を守らんとするに急なる余り、昔日のまづの一等国を夢みて、武力をもつて國際紛争の解決の策とするがごときは、斷に成めなければなりません。(拍手)また、日米行政協定の現存する今日、同法第二十四条の、いわゆる急迫せる脅威に藉口しまして、日米が共同作戰に移行する危険性が非常に多いのでありまして、わが國の戦力保持は米國のため、の極東防衛に任ずることであり、ことに、本法案を審議する過程において明らかにされましたように、鳩山総理及び船田防衛庁長官の答弁によれば、急迫不正の侵害に対しては外國の基地をすらたたくことができると言明しておりますが、これは明らかに交戰態勢のは認でありまして、これでは、あたかも狂人に刃物を持たすような危険きわまりないものであると考えるのであります。(拍手)

反對する第三の理由は、本法案の反面には、近い將來に一大軍備を持とうとする底意が露骨に含まれておるからであります。政府は、さきに防衛六カ年計画を立てて、昭和三十五年までに、陸上部隊は、制服隊員と職員で十九万五千人、これに予備自衛官二万名

を加えて、総兵力量二十一万五千人を
また、海上自衛隊は、艦艇二百五隻、
十二万四千トン、航空機、練習機を含
めて百七十機を保有する人員三万四千
名を、さらに、航空自衛隊においては、
F86Fを中心に実用機が七百七十七機
と、練習機T33を中心に五百十九機、計
約一千三百機をもって編成する総人員
四万一千人までに、おのおの増強しよ
うとしております。しかし、この計

國は、昨年重光外相が渡米した際に、アメリカ政府に内示して、事前に了解を求められているにもかかわらず、日本国民に対しては、これをひた隠しに隠して、すでに昨年、陸上部隊二万名、海上部隊三千五百人、航空部隊四千人を、それぞれ増強し、本年またまた前述のような増強を企てております。今後、もし、かくのごとき方針を持続するならば、おそらく、昭和三十五年を待たずして、それ以前に該計画を完遂し、さらに、その後は、情勢の推移を理由としまして、一大軍備に躍進せんとする軍国日本の再現をはかつておるものだと考えるのでございます。(拍手)

反対の理由の第四は、この法案は明らかに、日本の財政を破綻に導くばかりでなく、社会保障制度等、その他の予算を犠牲にし、国民生活をおとすの苦しみを追ひ込む性格を持つてゐるからであります。現在、防衛関係費はすでに年間一千四百余億圓が超ますに、これに軍人恩給等の予算七百二十六億圓を加えますならば、僅に二千一百余億圓という、国家総予算の二〇％以上を占める膨大な予算を擁してあります。ことに、防衛庁は、予算執行に際して、会計検査院の批難事項が非常に多いばかりでなく、年々この

金が使い切れなくて、二百億円以上の繰越額を出していることは、御承知の通りでございます。かくのごとき膨大な防衛関係予算が、さらに将来限りなく拡大せんと企図されつつあるのが本案であります。本案こそ、まさに国民生活を圧迫して、日本の財政を破綻に追い込む必然性を含んでおるものだと言つても、斯して過言ではないと考へるのであります。(拍手)

以上申し上げました理由によりまして本法案に反対をするものであります。が、日本の自衛隊が真に憲法に定められておる日本の独立と平和と自由を保障するものであるならば、あるいはまた一点恕すべきものなしとしないでございますまいしょう。しかるに、現在の自衛隊は、ことごとくに米国の指示と指導を受けて、全く自主性のない傭兵的軍隊でありまして、しかも、これが日本国民の犠牲の上に築かれつつあるに至っては、断々固として反対しなくてはならないと確信するものでございます。

(拍手)

政府においてはすみやかに本法案を撤回されんことを要望いたしました。私の反対討論を終る次第であります。

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

国防會議の構成等に関する法律案
(内閣提出)の趣旨説明
議長(金谷秀次君) この際、国会法
第五十六条の二の規定により、国防会
議の構成等に関する法律案の趣旨の説
明を求めます。 国務大臣船田中君。
〔国務大臣船田中君登壇〕

○國務大臣(船田中君) 今回提出いたしました国防會議の構成等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

御承知の通り、さきに第十九回国会において成立を見ました防衛庁設置法は、その第三章におきまして国防会議のことを規定いたしておるのであります。

こととし、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等に

きまして、内閣総理大臣は国会議に諮問すべきものとし、また、国防会議は、国防に関する重要事項について、必要に応じて内閣総理大臣に対し意

先を述べることができるものといはれ
ております。しかして、国防会議の構
成その他の必要な事項は別に法案で定め
る旨を規定いたしておるのであります。

政府は、以上のような国防會議の任務にかんがみ、これが構成等につきまゝして慎重に検討して参ったのであります。

次に、本法律案の主要なる点を申し述べます。

上げます。国防会議は議長及び議員を
もつて組織するものとし、議長は内閣
総理大臣をもつて充てることとし、議
長は、内閣法第九条の規定により指定

された國務大臣、外務大臣、大藏大臣、防衛庁長官及び經濟企画庁長官をもつて充てることとしたしております。なお、議長は、必要があると認めるときは、議員以外の関係國務大臣、統合幕僚會議議長その他の関係者を會議に出席させ、意見を述べさせることに

ができることといたしております。以上のはか、議長及び議員の職務上の秘密保持につきまして規定いたしました。なお、国防会議の事務につきまし

ては、総理府に国防会議事務局を置き、これに処理させることといたしております。

以上が本法律案の提案の理由及びそ

の内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

国防會議の構成等に關する法律案
(内閣提出)の趣旨説明に對する
質疑
○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨

の説明に對する質疑に入ります。受田新吉君。

〔受田新吉君登壇〕

○受田新吉君 私は、政府より提案さ

れました国防会議の構成等に関する法律案に対しまして、日本社会党を代表し、質問をいたさんとするものであります。

そもそも、本法律案は、すでに二十
二特別国会に提出せられたのでありま
するが、最も重要な反動法案として
名声を博し、オネスト・ジヨンの国内

持ち込みを契機として、ついに国会の賛同を得ることあたわず、あえなくもついえ去った、いわくつきの法案であることは、諸君御承知の通りであります。

昭和三十一年三月二日 衆議院會議録第十七号 国防會議の構成等に関する法律案の趣旨説明に對する受田君の質疑

一七八

す。(拍手)しかるに、時いまだ幾ばくも過ぎる今日、再びここに批判の多い同法案が、民間議員の参加をめぐつて二転、三転し、党内の派閥争いの具に供せられて容易にまとまらず、心進まぬ首相をしてついに裁断せしめて、強行提出を見るに至つたといふことは、われわれ国会議員として、提案者であるところの政府並びに与党議員諸君の真意が那邊に存するかを徹底的にたゞさざるを得ないのであります。

(拍手)
さて、私は、本法案がいわゆる憲法違反法案として、はたまた米國依存法案として重きをなす理由の一つ——國際緊張の問題からたゞして参りたと思ふのであります。

まず、昨年本法案が提出せられたときと今日と比較するとき、國際情勢は著しく好転しておる現実を見出すを得ないのであります。この間一年、ジュネーブにおける四大國の平和共存への努力をかけた会議や、ブルガリンのアイゼンハワー米大統領への友好条約締結呼びかけ、あるいはまた、米英両巨頭によつてなされた侵略否定のワシントン宣言のごとき、そして、近くはソ連における第二十回共産黨大会における行われた、フルシチョフの、議會政治を通じて平和革命が行へるとの演説など、すべては國際緊張の緩和の努力を意味するものばかりであります。(拍手)冷戦に終止符を打つたとも見るべきソ連の世界政策の大變革は、あなたがソ連の平和的ゼスチュアとのみ見るべきものではないと思われるのであります。私は、このような國際情勢のさなかに立つて、祖国日本こそ、真の世界平和確立のために、東西

いずれの陣營に對しても厳正中立、友好を守るべき使命ありと考へるのであります。が、この平和的動向に逆行する國防會議の設置をいたさんとせられ、また鳩山総理の真意が那邊にあるかを、お聞かせ願ひたいのであります。

なお、新聞は、近くダレス米國務長官の來日を報じておるのでありますが、米國要人の來日は、従来期せずして日本における軍備増強の督促となつて現われておる過去の事例にかながみ、今回ダレス訪日の目的が果して軍備増強あるいは海外派兵の強力なる要請であるか、政府は断言できるでありません。か。(拍手)重光外務大臣は、昨年渡米に際し海外派兵を約束したところ、米國側で報道されておつたのであります。が、一応これを取り消してはいるものの、事實は、これが實現への前進が強硬に企図せられておるといふ危惧はきわめて濃厚なのであります。もし再びかかる強制が行われるとき、断固としてこれを拒否するだけの確信があるかどうか、重光外相の明快なる答弁を願ひたいのであります。(拍手)

質問の第二点は、國防の本質と自衛権に關してであります。國防の本質は、言ふまでもなく、國を防衛することであり、また政府の考へておる國防とは、その方式において、目的において、根本的に大なる差異があることを見るがすわけには参りません。われわれの考へていることは、諸外國との相互信頼と、人類普遍の平和意欲の上に築かれる、いわば新憲法の骨子となつておる平和主義による國防方式であります。従つて、國防の内容をなす自衛権に對し、憲法第九條

に忠実に従ふところの合法的な解釈が当然要求せられなければならないのであります。しかるに、政府は、自衛権を擴張解釈いたしまして、明らかに憲法違反と断すべき自衛隊を創設し、自衛のためならば憲法の改正を待たずして軍隊を持ち得ると主張して参つたのであります。自衛隊は、わが國の國內法においてのみ単に自衛隊と呼称されておりますけれども、実はいつぱな軍隊であることは、万人のひとしく認めるところであり、特に交戦に當つて國際法上軍隊の規定を適用されるのは當然であります。従つて、この際、政府の見解をもつてすれば、自衛隊の名称も、かつての軍國主義時代に立ち返つて、國防軍と改定される日も遠くないと思ふのであるが、船田防衛庁長官はいかなる御見解を持ておるのでありますか。

さて、過日の内閣委員会におきまして、私の質問に答えて、船田防衛庁長官は、敵基地爆撃も時によつては自衛上行い得ることを答弁いたされ、きのうは、また、鳩山総理みずから、從來の言明を翻して、船田発言を容認せられ、かつ、取り消されたといへ、侵略攻撃を軽々しく発言されておるのであります。本日午後内閣委員会におきましては、わが党鈴木義男氏の質問に答えて、再軍備の既成事実をもつてして、憲法をこまそりと企図しておるのであります。(拍手)政府の從來の見解がきわめて広く解釈せられ、自衛戦争の限界をして一大飛躍を遂げしめたことは、きわめて遺憾であります。また、そのような解釈が政府の新たなる解釈として漸次構築される結果、当然に自衛のため敵基地爆撃と称して先制

攻撃が行われる危険性が多分にあることは、おおうべくもないのであります。(拍手)
かくして、自衛の美名のもとに巧妙なる侵略戦争への発展を阻止し得ないことは、吉田前総理の言を待つまでもなく、あたかも満州事変及び大東亞戦争の實體が明らかにこれを物語つており、その轍を再び踏まんとするおそれなしと、だれが断言できますか。(拍手)

憲法の規定を敢然として犯し、軍隊の増強と、事実上交戦権を認め、たゞまじき政府の施策は、立憲治下の民主主義政府とは断じて言うことができないのであります。(拍手)
次に、これに關連する具體的事例の一、二につきお尋ねします。

敵基地を爆撃し得る場合の空軍は、敵國の領空に侵入する限りにおいては、事實上の海外派兵ではないかと思ふが、どうであるか。
次は、政府の言ひ、自衛のための戦争は認め、交戦権を認めるとするならば、憲法に禁止した交戦権はいかに考へているのであるか。憲法に抵触せざる交戦権があるのかどうか。あるとすれば、一九二二年ヘグ条約による宣戦布告あるいは最後通牒の形式をもつてする戦争の開始は、いかにこれを解釈しようとするものであるか。これを認めないとするれば、行政協定二十四条による日米共同作戦において、米國が他國と戦争を開始する場合、行政協定に基いて、憲法に違反して戦争をするのかどうかをお尋ねしたのであります。(拍手)
朝令暮改、変節常なき鳩山総理といひました。その持つ總理としての軍政二面からの強権発動に對して著し

い國民的不安があるがゆゑに、あえて總理の明快なる御答弁をお願いする次第であります。

私たちは原則として認めることのできない國防會議ではあります。が、一応その性格と機構についてお尋ねをしておきたいのであります。國防會議は當然國家百年の計を決する國防計画を作成することとなりますので、従つて、かかる防衛計画は當然秘密化され、會議自体が本来の作戰用兵などの技術的なものについて會議を進め、参謀本部と同一の性格を有し、自然に制服軍人の発言力が増大することは想像にかたくなないのであります。ましてや、しるろと大臣によつて構成される國防會議であるだけに、軍の作戰方式が文官優位の原則を實質的に漸次こわしていくと考へられるのであるが、この点に關し政府はいかなる見解を持ておられるか、明示していただきたいのであります。(拍手)

現在、防衛庁は、總理府の外局として國民の目を欺瞞し、憲法違反の焦點をはずしてゐるのであります。が、このたびの法案によると、國防會議は内閣の中に直接設けられることになつており、一段の飛躍をいたしておるのであります。もし、内閣の中に國防會議が設置され、國防計画の具體的な前進が決定するとならば、現在の防衛庁は當然その傘下におさめられてくるのではないかと。果して、政府は、防衛庁を總理府内の外局にとどめておくことなく、かつて砂田前長官が勇ましくラッパを吹かれて宣伝されたごとく、國防省などという独自の省に昇格いたして、行政機構上のバランスをはから

んといはしておるのではないか。この点に關しても、總理並びに防衛厅长官の明確なる答弁を願いたいのであります。(拍手)

質問の第四は、政治優先の原則と内閣責任制についてであります。国防會議が成立いたしましたとして、国防計劃が作られた際には、その計画は具體的にかつ長期にわたり一貫した計画のものとならなければならぬことは當然の帰結であります。国防會議の構成員は數名の閣僚であるがゆえに、内閣の変動によつて常に變革を余儀なくされ、その結果、その計画の事実上の立案者となるであろう国防會議の事務局、さらには制軍軍人が、常に内閣の変動のうちにあつて確固たる實権を掌握し、國會の意思や國民の意見を反映せしむる機会すら与えられないこととなるのであります。かくして、統帥権と軍事秘密主義によつて、政治優先の原則は刻々と破壞を續けていくことは必然であつて、ここにおさるべき軍事優先の萌芽を憂えないわけには参らぬのであります。

政治優先の原則とは、内閣が國會に對して絶えざる責任を持ち、國民の代表である國會によつて行政監督が誠実に行使されなければならないのであります。總理によつて任免権を掌握されておる一部閣僚による會議構成は、屋上屋を重ねるばかりのものでなく、内閣の領域を一步も出ないものではあります。いんや、總理が議長となり、防衛閣僚會議たる国防會議の決定が閣議の承認を必要とするというにおいては、全くナンセンスであります。さすれば、總理は自己の意思に従はざる閣僚に對しては罷免権の發動をもつて迫

り、總理專斷の會議とならないと、それが保証しなうか。(拍手)しこりして、一旦緊急あつて原子力戦への誘発に際しても、總理は、自衛隊法の規定により、防衛出動と称して、事前に國會の承認を経ずして自衛隊の出動ができることになつておられますので、兵馬の大權を握る時の總理の一存が、一國の消長を決する重要な自衛隊の出動を可能ならしめるという、まことに危険きわまりなき憂うべき状態をも招来することとなるのであります。いんや、心身極度に衰弱して、しばしば正確なる判断を欠く鳩山總理や、公私混淆をもつて鳴る鳩山防衛厅长官のごときが、片や大元帥として、片や元帥として、相呼應して國軍を指揮するときは、祖國の前途まさに暗たんたるものがあるのであります。(拍手)「時間時間」と呼び、その他発言する者あり。かかる点に對しては、鳩山總理はいかように考へておられるか、統帥を國務がどういふようにして制限していくかといふことを、あわせて御答弁願ひたいのであります。

私は、この際、防衛庁における庁費の乱費あるいは防衛分担金等に関し、いささか質問をいたして、質疑を終りたいと思ふのであります。

言うまでもなく、國の予算は、すべて國民のとうとい血税であります。従つて、わが國總予算のうちで一割五分の莫大な比率を占める防衛庁関係予算において、放置できない事件が数々あるのであります。(拍手)その一つは防衛分担金であります。わが國は年々三百億あるいは六百億近くを負担しておるのであります。行政協定二十五条に基く日米防衛分担金取りきめに

よるその支払い分を米軍がいかに使用しておるか監察できる當然の權利を有しながら、今日まで一度もその監察を行なつておらず、(拍手)さらに、米軍の分担金が、いかほど、いかにに出されているかという点につきましても、何一つ明確なものを持つていないのが実情であります。(拍手)一國の政府が數百億の支出をなすに當つて、使ひ道も相手國の分担分もわからず、漫然とかかる大金を出すといふことは、政治道義の上からも断じて許すべきではないと思ふのであります。(拍手)大蔵大臣及び防衛厅长官の御答弁を要求します。

第二は、防衛庁費が乱費せられ、汚職等を惹起しておるといふことであります。防衛庁は、その予算が膨大過剰なるがゆえに、年々不要なる物資を購入いたし、会計検査院の批難事項の對象になつており、業者との關係におきましても、納品等をめぐる汚職が絶えないことは、新聞等によつてきわめて明瞭なのであります。(拍手)日々の生活苦にあぐら大衆をしり目に、かつは、自衛隊に對する違憲論のかまびすしい今日、自衛隊におけるかかる乱弊が断じて許されなことは當然でございます。(拍手)

古人の言葉に、上好き者あれば下必ずこれよりはなはだしき者ありと教えております。例を引いてはなはだ失礼であります。船田防衛厅长官は、大臣就任直後、防衛庁のヘリコプターに搭乗せられて、凱旋將軍よろしく、ふるさとの高等学校の校庭に立ち、選挙民の前に選挙運動をやつておると非難されておるではありませんか。(拍手)

國民の血税をもつて二十万の人員を率いる防衛庁の責任者が……

○議長(益谷秀次君) 受田君、時間が参りました。

○受田新吉君(純) かかる公私混同をするといふことは、断じて許されなことです。防衛厅长官に正確なる御見解を伺ひたいのであります。(拍手)

さて、鳩山總理も、最近において、日ソ交渉に對しまして、絶対に日ソ交渉は成功せしめる、失敗すれば……

○議長(益谷秀次君) 受田君、簡単に願ひます。

「時間だ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然。

○受田新吉君(純) 責任をとるとまで、かたい決意をしておられるのであります。が、日ソ交渉の輝かしい成功を目前に控へようとしておる今日、なぜ国防會議のごとき外國を刺激するよるな法案を強硬に出そうとするのでございましょうか。

最後に、私は、今般提出されました法律案は、その提出の理由に乏しく、また、それによつてわが國の議會政治と内閣責任制の原則を著しく危うくいたしますとともに、憲法違反の自衛隊をして、正面よりは憲法調査會法をもつて、裏面よりは本法律案によつて正当化しようとする、まことに深い陰謀の現われと見るを得ないのであります。(拍手)わが党は、この手党及び政府の陰謀に對して、日本國民の名において、断固としてこの法案に反對をするものであります。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) ただいまの御質疑に對しまして、お答えをいたします。

第一の御質疑は、何ゆえに国防會議を構成するのかが、第一の御質疑でありました。国防會議は、すでに一昨年防衛庁設置法第四十二条により設置されておりました。同法第四十三条により、その構成その他国防會議に必要な事項を規定するために、この法案を提出したのであります。

受田君の御質問の中に、二大陣營が対立するときに、一方のみは偏してゐることは危険だといふようなお話がありました。

現行憲法の改正手続に従つてこれを改正すること以外に、現在、法理上、憲法改正に對する制約はないと思ひます。

国防の基本方針、防衛計劃の大綱、防衛出動の可否等は、政治、外交、財政経済等を含めて、閣僚の段階において、大所高所より、総合的に、慎重に審議することが必要だと考へておるのであります。(拍手)

国防といふのは、わが國安全保障の意味でありまして、政治、外交、経済等の面をも含んだ概念であります。防衛といふ概念より広いものがあります。

自衛権とは、外部からの武力攻撃を受けた場合、必要最小限度の實力行使するものであります。この憲法のもとにおいても、わが國が自衛権を持つておる、つまり、正当防衛ができるということは、たびたび申しておるから、この席において重複することを避けたい。

海外派兵のようなお話もありましたが、そういうことは、決して絶対に考へておりません。(拍手)

昭和三十一年三月二日 衆議院會議録第十七号 議長の報告

多くの御質問がありました。大体私は答弁をしておきましたので、ここに重複することを避けます。他は防衛庁長官から答弁をいたします。(拍手)

○國務大臣(船田中君) 防衛庁の名称を変更する意図はないかというお話でございまして、自衛隊という名前は、読んで字のごとくに、自衛権のことをよく表わしております。今日、この自衛隊の名前を変更するというような考へは持っておりません。

行政協定第二十四条の問題について御質問がございましたが、行政協定第二十四条は、日本の区域におきまして敵対行為または敵対行為の急迫した脅迫が生じた場合においては、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置をとるため、直ちに協議しなければならない、とあるのであります。共同措置の内容につきましては協議によつて決することであり、その場合におきましても、自衛隊のなすべきことの内容は憲法及び国内法に従つて定めらるることになるのであることは、もちろんでございます。

防衛庁の経費の使途についての御非難がございました。その点はまことに遺憾な点が従来ございました。従いまして、今後におきまして、さようなあやまちのないように、万全を期して参りたいと考へる次第でございます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 防衛分担金の円資金の使途につきまして、重大な関心を持っておられることは申すまでもありません。アメリカ側は、その支出済みの額につきまして、証拠書類を添えて毎月報告して参つておられます。この報告書を審査いたしまして、必要がありますれば、日米合同委員会の日本国委員をして、アメリカ側の援助を得

まして監査するの、決してちやうちよするものではないのであります。昭和二十八年に、この監査を一応やつております。

○國務大臣(船田中君) 答弁を追加申し上げます。今日、国防省を設置するといふ考へ方は持っておりません。

○議長(益谷秀次君) 外務大臣は病氣のため出席されておられませんので、その答弁は適當な機会に願ふことといたします。これにて質疑は終了いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。午後八時一分散会

出席國務大臣 内閣総理大臣 鳩山 一郎君
大蔵大臣 一萬田尚登君
文部大臣 清瀬 一郎君
建設大臣 馬場 元治君
國務大臣 船田 中君
出席政府委員 法制局長官 林 修三君
外務政務次官 森下 國雄君
大蔵省主計局長 森永貞一郎君

朗読を省略した報告
一、農林省農業改良局長事務代理庄野五一郎は去る二月二十九日局長事務代理を免ぜられたので、その政府委員は自然消滅になつた。
一、昨日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。
地方行政委員会
理事 北山 愛郎君(理事北山愛郎君去る二月十七日委員辭任につきその補欠)

大蔵委員会
理事 石村英雄君(理事石村英雄君去る二月二十八日委員辭任につきその補欠)
一、昨日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
内閣委員
江崎 真澄君 田村 元君
林 唯義君 下川儀太郎君
田原 春次君
地方行政委員
小澤佐重喜君 山崎 巖君
横山 利秋君
文教委員
高木 松吉君 三田村武夫君
辻原 弘市君 福井 順一君
農林水産委員
鈴木周次郎君
運輸委員
堀内 一雄君
通信委員
中曾根康弘君 井手 以誠君
建設委員
久野 忠治君 南條 徳男君
山田 長司君
予算委員
池田 勇人君 椎名 隆君
星島 二郎君 眞崎 勝次君
伊藤 好道君 田原 春次君
山本 幸一君 濱地 文平君
議院運営委員
一、昨日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。
内閣委員
平野 三郎君 田中 正巳君
山崎 巖君 田原 春次君
山田 長司君
地方行政委員
堀内 一雄君 林 唯義君
坂本 泰良君
文教委員
久野 忠治君 池田 勇人君

山本 幸一君
農林水産委員
赤澤 正道君
商工委員
南條 徳男君
運輸委員
小澤佐重喜君
通信委員
星島 二郎君 伊藤 好道君
建設委員
高木 松吉君 鈴木周次郎君
田原 春次君 福井 順一君
三田村武夫君 福田 越夫君
中曾根康弘君 福水 一臣君
井手 以誠君 下川儀太郎君
辻原 弘市君 田村 元君
議院運営委員
一、昨日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
行政監察特別委員 辻原 弘市君
科学技術振興対策特別委員 楠美 省吾君
一、昨日議長において、次の通り特別委員の補充を指名した。
行政監察特別委員 今村 等君
科学技術振興対策特別委員 赤澤 正道君
一、昨日内閣から提出した議案は次の通りである。
国防會議の構成等に関する法律案
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、昨日予備審査のため内閣から送附された次の議案を受領した。
日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案
漁港法の一部を改正する法律案
一、昨日委員会に付託された議案は次の通りである。
健康保険法等の一部を改正する法律案(岡良一君外十二名提出、衆法第二号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)
以上二件 社会労働委員会 付託
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)
運輸委員会 付託
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)
建設委員会 付託
一、昨日予備審査のため内閣から送附された議案は次の委員会に付託された。
日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号) 商工委員会 付託
漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号) 予 農林水産委員会 付託
一、昨日第二十三回国会において参議院から送附され、本院で継続審査をした次の同院提出案を参議院に送付した。
公職選挙法の一部を改正する法律案
一、昨日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
外国人登録法の一部を改正する法律案
空港整備法案
道路整備特別措置法案
日本道路公団法案
科学技術庁設置法案
一、昨日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
健康保険法等の一部を改正する法律案(岡良一君外十二名提出)

衆議院會議録第十五号中正誤
頁段行 誤 正
一四 五 正思想 生思想
定価一部 十五円
(配送料共) 發行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五五五(電報)

昭和三十一年三月二日 衆議院會議録第十七号 議長の報告

衆議院會議録第十七号 議長の報告

衆議院會議録第十七号 議長の報告